

国立登録センター（CNR）
（エルサルバドル）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 SV	国立登録センター（CNR） （エルサルバドル） 国内段階に入るための要件の概要	概要 SV
------------------	---	----------

国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・ 図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）
国際出願の写しを要求されるか？	されない
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD） 出願手数料 ¹ …………… USD 57.14
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及び あて名 ^{2,3} 出願人の名称変更を証明する書類 ³ 国際出願の翻訳文3通 ³ 出願人がエルサルバドルに居住していない場合には，代理人の 選任 代理人を選任する場合には，委任状 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列 リスト
誰が代理人として行為できるか？	エルサルバドルで登録されている代理人
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。適用される基準については国内官庁に確認されたい。

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知を受領した日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。